

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図書及び仕様書(以下「設計図書」という。)に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

(業務予定表)

第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務予定表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 受注者が第1項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、受注者の行為とみなす。

(監督員)

第5条 発注者は、受注者の行う業務について監督員又は指示を行う監督員を選任し、その氏名を受注者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の確認及び検査等の職務を行う。

(業務責任者)

第6条 受注者は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う。

(履行状況等の報告)

第7条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行状況等について発注者に報告しなければならない。

(仕様書等に不適合な場合の措置等)

第8条 受注者は、この契約の履行が仕様書等に適合しない場合において、発注者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。これにより業務委託料の変更又は履行期間の延長が必要な場合は、第10条の規定を準用する。

(契約の履行の一時中止)

第9条 発注者は、必要があるときは業務の中止内容を受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。これにより業務委託料の変更又は履行期間の延長が必要な場合は、次条の規定を準用する。

(契約の変更)

第10条 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、業務委託料、履行期間その他この契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、定める。

3 発注者は第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受注者と協議の上、変更することができる。

4 発注者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰することができない事由その他正当な理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者が協議して書面をもって定めなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認める場合には、履行期間を延長するものとする。この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、当該業務委託料について必要な変更を行うとともに、受注者に履行期間の延長に伴う損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(損害の負担)

第12条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとし、その額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は委託業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に目的物についての検査を行わなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を委託業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

第15条 受注者は、委託業務完了前に、委託業務の実施済分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託の実施済部分の確認を書面をもって発注者に求めなければならない。ただし、受注者が定期的に報告書を発注者に提出する場合においては、その報告書をもって確認を求める書面に替えることができるものとする。

3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、発注者は当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその責務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

コ 受注者(法人にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第16条各号又は前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定に基づき設計図書を変更したことにより、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第18条又は前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第16条又は第16条の2の規定により、業務の履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第16条の2の規定により業務の履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の履行の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、延長日数に応じ業務委託料につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率により計算した金額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第20条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰

することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する遅延利息の率により計算した額の支払を発注者に請求することができる。

(賠償の予約)

第21条 受注者は、この契約に関して、第16条の2第7号クからコのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条の2第7号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条の2第7号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第22条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に指示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、委託業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第25条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。